

平成 2 5 年度

栃木市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

栃木市監査委員

栃市監第57号
平成26年8月19日

栃木市長 鈴木 俊美 様

栃木市監査委員 藤沼 康雄

栃木市監査委員 千葉 正弘

平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率
に関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査しましたので、その結果について、次のとおり意見書を提出いたします。

平成25年度

栃木市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）（以下「法」という。）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の期間

平成26年7月8日から平成26年8月18日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

- (1) 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか
 - (2) 法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか
 - (3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- などに主眼を置き、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、関係部局からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第2 審査の結果

1 計数について

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率は誤りのないものと認められる。

第3 健全化判断比率の状況

1 総合意見

法は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として、健全化判断比率及び資金不足比率を定めている。

本市における平成25年度の健全化判断比率は、表1のとおりである。栃木市は、前年度と比較して実質公債費率は0.7%減少、将来負担比率は15.1%増加しており、岩舟町は、前年度と比較して実質公債費率は0.2%減少、将来負担比率は26.2%増加している。

また、平成25年度の資金不足比率は、表2のとおりであり、いずれも資金不足を生じていないため、該当なしとなっている。

(表1-1) 健全化判断比率の状況〔合算数値〕

年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
25	— (11.55%)	— (16.55%)	9.1% (25.0%)	82.9% (350.0%)

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合、「—」と記載
 2 () の数値は、早期健全化基準（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準）

(表1-2) 健全化判断比率の状況〔栃木市〕

年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
25	— (11.70%)	— (16.70%)	8.9% (25.0%)	81.5% (350.0%)
24	— (11.72%)	— (16.72%)	9.6% (25.0%)	66.4% (350.0%)
増減	—	—	△0.7	15.1

(表1-3) 健全化判断比率の状況〔岩舟町〕

年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
25	— (15.00%)	— (20.00%)	10.4% (25.0%)	93.3% (350.0%)
24	— (15.00%)	— (20.00%)	10.6% (25.0%)	67.1% (350.0%)
増減	—	—	△0.2	26.2

(表2) 資金不足比率の状況

年度	水道企業会計	下水道 特別会計	農業集落排水 特別会計	医療福祉モールド 特別会計	中根産業団地 特別会計
25	— (20.0%)	— (20.0%)	— (20.0%)	— (20.0%)	— (20.0%)
24	— (20.0%)	— (20.0%)	— (20.0%)	— (20.0%)	— (20.0%)
増減	—	—	—	—	—

(注) 1 資金不足が生じていない場合「—」と記載

2 () の数値は、経営健全化基準（地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準）

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

平成25年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

(2) 連結実質赤字比率について

平成25年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は9.1%となっており、これは早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は82.9%となっており、これは早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(5) 水道事業会計に係る資金不足比率について

平成25年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(6) 下水道特別会計に係る資金不足比率について

平成25年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(7) 農業集落排水特別会計に係る資金不足比率について

平成25年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

- (8) 医療福祉モール特別会計に係る資金不足比率について
平成25年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。
- (9) 中根産業団地特別会計に係る資金不足比率について
平成25年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

3 是正改善を要する事項
指摘すべき事項は特にない。

4 要望

本市は実質赤字比率及び連結赤字比率は該当がなく、また実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化措置が要求される基準値を下回っており、総合的に国の示す安全基準をクリアしている。

しかし、経済の停滞等本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続くことが予想されるため、将来にわたって健全で安定的な財政運営を維持できるよう今後とも財政基盤の強化に努められ、効率的かつ効果的な行政運営を徹底し、市民福祉の向上と市政発展に努力されるよう要望する。

[参考]

ア 実質赤字比率

当該地方公共団体のいわゆる普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下、「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

イ 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の普通会計に相当する会計だけでなく、公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計も含め、当該団体のすべての会計を対象とした実質赤字（法適用企業については、資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、財政健全化法で新たに導入された指標である。

ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、財政健全化法で新たに導入された指標である。

オ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。